

<b>取組 4</b>	<b>防災系統緑地の充実による災害対応</b>			
都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の確保	緑化の推進
対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	

本県では、南海トラフを震源とする地震の発生が懸念され、揺れや津波等による死者数、全壊・焼失棟数ともに甚大な被害が予測されています。また、全国的にも「非常に激しい雨」が降る頻度が過去 30～40 年間で約 4 割増加している等、水害の多頻度化が懸念されます。特に本県は、日本最大のゼロメートル地帯を有し、そこに人口や産業が集積していることから、甚大な被害が予測されます。

緑が有する防災機能を最大限に発揮し、都市の魅力や価値を向上させることができるよう、緑の基本計画では、以下の考え方を基本とし施策を検討する必要があります。

① 火災の延焼防止及び避難の場の確保

みどりは地震災害に伴う市街地火災の延焼防止や避難の場、復旧復興活動の拠点として機能を有します。こうした機能を活用して市街地における防災機能の向上を図るため、以下のような取組を緑の基本計画に位置づけ、関係主体と連携して計画的に推進することが考えられます。

- ・ 防災に資する緑地の配置にあたっては、防災上地域の核的施設となる小中学校や病院、福祉施設等に併設して配置するほか、広域幹線道路等に隣接して配置する。
- ・ 防災拠点となる公園緑地および一時的な生活拠点となる公園緑地の配置のほか、公共施設の緑化、更には緑地保全地区、市民緑地等による民有地の保全・活用も積極的に行う。
- ・ 避難地、避難路等の周辺において、耐火性に優れた樹木などを主とした緑化による不燃化促進を図り、延焼遮断帯となるような緑地を配置するとともに、広幅員の道路、河川の緑化を促進、三例の樹林地の保全・活用を図り、広域防火帯となるような緑地を配置し、市街地の分節化、ブロック化を図る。

■事例：世田谷区みどりの基本計画（H30.4）



## ② 津波・高潮災害の軽減

健康で豊かなみどりは津波エネルギーを減衰する機能を有するほか、高台にある公園等のオープンスペースは、津波からの避難場所として機能します。こうした機能を活用して沿岸部の市町村では以下のような取組を緑の基本計画に位置づけ、関係主体と連携して計画的に推進することが考えられます。

- ・津波災害の減災の観点から緑地の配置等を計画する際には、一定規模の津波に対して公園緑地に期待できる「多重防御の一つとしての機能」や「避難路・避難地としての機能」とその限界を踏まえ、地形等の自然条件、まちづくり全体における津波防御の考え方や土地利用計画等の社会条件を考慮して、通常の防災施設等では防ぎきれない規模の津波に対する総合的な対策の一環として効果的な公園緑地の配置計画を検討する。
- ・高潮災害の軽減についても、津波と同様の機能が期待されることから、地域の状況によって、みどりを活用した高潮被害の軽減の施策を検討することが望ましい。

### ■事例：浦安市みどりの基本計画（H26.9）高潮の被害軽減のための森の整備



■浦安絆の森の植樹祭



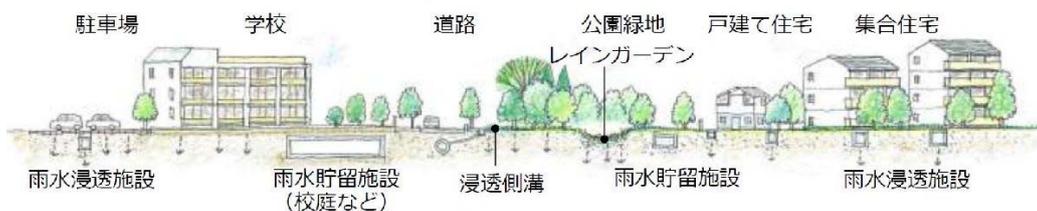
■浦安絆の森（植樹後）

## ③ 水害の軽減（主に都市型水害の軽減）

みどりは雨水の貯留・浸透を行うことにより水害を軽減する機能がある。こうした機能を活用して市街地における防災機能の向上を図るため、以下のような取組を緑の基本計画に位置づけ、関係主体と連携して計画的に推進することが考えられます。

- ・公園整備や民有の樹林地・農地の保全等による保水・浸透機能を高めるとともに、特に、稠密な土地利用がなされている市街地においては、公園緑地の本来機能と漲水調整機能や雨水貯留機能等の多重化を計画的に図ることを検討する。
- ・広範囲が浸水する危険性の高い地域では、避難対策の一環として、水害等の避難場所として機能する防災公園の整備も選択肢の一つとなりうる。

### ■事例：世田谷区みどりの基本計画（H30.4）災害に備えた対策イメージ



**④ 土砂災害の軽減**

一般にみどりは（裸地と比較して）樹木の根が土を支持することにより土砂災害の被害を軽減する機能があります。そのため、以下のような取組を緑の基本計画に位置づけ、関係主体と連携して計画的に推進することが考えられます。

- ・地すべり、斜面崩壊等の危険性の高い地域では、災害の防止を図るため緑地を保全し、ネットワーク化を図る。一方で、急傾斜のみどりでは、みどり自体が斜面崩壊により被害を発生させることもある。被害を発生させないために、土砂災害を防ぐための必要な施設の整備を行うことが、公園緑地行政の担当者に求められることがある。

**■事例：神戸市緑の基本計画（H23.3）**

多様な主体との協働による土砂災害対策のための森づくり

※著作権により公表不可のため省略

## (2) 都市公園等の整備及び管理について

取組 5	公園のストック再編の推進			
都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の確保	緑化の推進
対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	

都市公園は、本来その多様な機能を発揮して都市機能の維持・向上に寄与するべきであって、みだりに廃止すべきではありませんが、今後は周辺人口が減少することで利用が見込めなくなり、その設置目的を十分果たせなくなる都市公園が発生することも見込まれます。このことは都市公園固有の課題ではなく、集約型都市構造化を進める中で、周辺状況の変化等によって当初の目的が達成できなくなる施設等を如何に集約・再編するかがこれからの大きな課題であり、都市公園の再編も、都市全体の将来像の実現に向けた全体的な計画の中で進めていくことが望まれます。

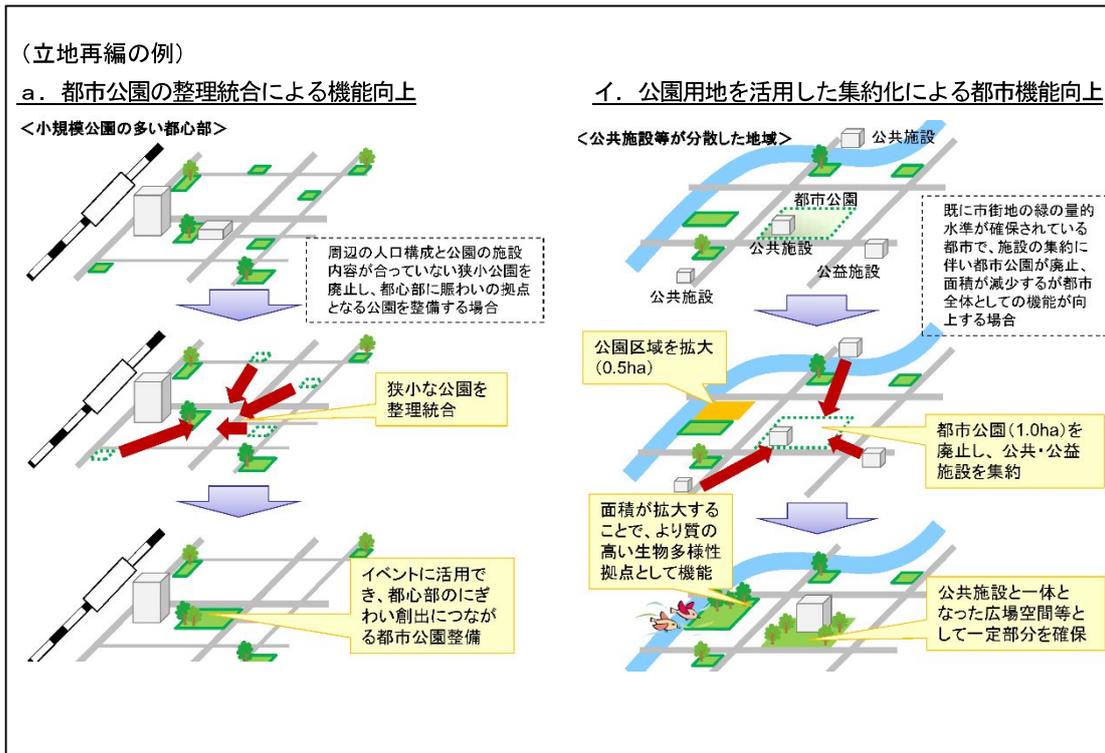
都市公園の統廃合や機能再編を検討するに当たっては、市町村全体の都市公園や緑地の配置を踏まえて実施することが有効であることから、緑の基本計画において、子育て世代が住みやすい生活環境づくりや高齢者の健康増進に寄与する取組、動植物を観察できる樹林地や水辺等の確保など、都市全体の課題を踏まえた整備や配置の適正化の方針について記載することが望まれます。

なお、人口減少の進捗の程度や都市公園の整備状況等は都市によって異なるため、都市公園の統廃合を進める必要がある都市、都市公園の確保を更に進める必要がある都市など、それぞれの都市の状況に応じた対応が必要です。

また、都市公園ストックの統廃合による配置と機能の再編を行う場合は、当該地域の特性等に応じ地域の合意に基づきながら都市の機能・魅力の向上を図ることを目的として行う必要があります。再編による公園面積の増減は、施策の効果を判断する要素の一つとなりますが、再編によって都市公園のストック効果が総合的に高まり、それによって都市機能が向上するかという観点を重視する必要があります。

#### ■公園のストック再編の例（機能の再編及び立地の再編）

※著作権により公表不可のため省略
------------------



<b>取組 6 官民連携による公園等の整備及び管理の推進</b>				
都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の確保	緑化の推進
対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	

今後、人口減少が進み、財政情勢が深刻化する中で、公園施設を適切に整備・更新し、公園での緑化や物販施設等の設置などの多様化するニーズに対応する必要があります。このためには、都市公園に民間の優良な投資を誘導することで、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上や公園利用者の利便の向上を図る取組みについて検討が必要です。こうした中、平成 29 年に都市公園法が改正され、公募設置管理制度（P-PFI）が新たに設けられました。

都市緑地法運用指針では、「民間活力により都市公園の質の向上と公園利用者の利便の向上を図る観点から、『都市公園の整備及び管理の方針』において、公園施設の公募設置管理制度や P F I 制度、公園の活性化に関する協議会制度の活用の方針等、都市公園における官民連携の方針についても定めることが望ましい」とされています。また「公募設置管理制度の適用に当たっては、緑の基本計画などの都市の緑とオープンスペースの整備、保全等に関するマスタープランや当該都市公園の特性や中長期的な整備・管理の方針等との整合を図り、公募の目的や求める施設の機能を明らかにすることが望ましい」とされており、これらの考え方にに基づき緑の基本計画を検討する必要があります。

なお、官民連携手法により公園等の整備や管理を推進する際には、公共のオープンスペースという本来の機能の確保や、周辺市街地における商業の活性化や低未利用地の活用等、対象公園等が立地する地域のまちづくりの方針との調和について、十分検討した上で計画に位置づける必要があります。また、目的に応じて、既存の手法や他の手法との組み合わせにより実施することも考えられるため、民間事業者から必要となる意見を収集するマーケットサウンディングなどを実施しながら適切な手法を適用する必要があります。

#### ■都市公園における官民連携手法の比較

制度名・根拠法	事業期間	特徴
指定管理者制度 【地方自治法】	3-5 年 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者等の人的資源やノウハウを活用した施設の管理運営の効率化（サービス向上、コスト縮減）が主な目的。</li> <li>一般的には施設整備を伴わず、都市公園全体の運営維持管理を実施。</li> </ul>
設置管理許可制度 【都市公園法第 5 条】	10 年 (更新可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園管理者以外の者に対し、都市公園内における公園施設の設置、管理を許可できる制度。</li> <li>民間事業者が売店やレストラン等を設置し、管理できる根拠となる規定。</li> </ul>
PFI 事業 【PFI 法】	10-30 年 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間の資金、経営能力等を活用した効率的かつ効果的な社会資本の整備、低廉かつ良好なサービスの提供が主目的。</li> <li>都市公園ではプールや水族館等大規模な施設での活用が進んでいる。</li> </ul>
その他 (DB、DBO 等)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者に設計・建設等を一括発注する手法 (DB) や、民間事業者に設計・建築・維持管理・運営等を長期契約等により一括発注・性能発注する手法 (DBO) 等がある。</li> </ul>
Park-PFI 【都市公園法第 5 条の 2~5 条の 9】	20 年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲食店、売店等の公募対象公園施設の設置又は管理と、その周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。</li> </ul>

資料：都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン